

答 申 第 5 3 号
平成30年12月26日

青森県教育委員会 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 竹 本 真 紀

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成29年12月5日付け青教員第542号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

青森県内の小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書(平成24年度分)
についての一部開示決定処分に対する審査請求

答 申

第 1 審査会の結論

青森県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、一部開示決定処分において不開示とした部分のうち、別表 1 から別表 6 の「開示することが相当である部分」欄に記載した部分については開示することが妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

審査請求人は、平成 29 年 8 月 27 日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成 11 年 12 月青森県条例第 55 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、次の文書について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

（開示請求をする行政文書の名称）

青森県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む）（平成 24 年度分）

なお大阪高等裁判所平成 18 年 12 月 22 日判決（平成 18 年（行コ）第 26 号公文書非公開決定取消請求控訴事件，同第 68 号同附帯控訴事件（判例タイムズ No. 1254（2008. 1. 15）151 頁），平成 23 年 2 月 2 日大阪高等裁判所判決（平成 22 年行コ第 153 号事件）（以上被告兵庫県（教育委員会）），平成 29 年 3 月 2 日神戸地方裁判所判決（平成 28 年（行ウ）第 26 号公文書非公開決定取消請求事件（被告神戸市（教育委員会）（法学セミナー2017/08/no751, 117 頁））（いずれも確定）など関連司法判断に従い，学校名，学校長名，教職員名など職務遂行情報は原則公開とすること。

平成 29 年 10 月 10 日付け指令第 88 号の別紙 1「開示対象文書リスト」のうち、小学校 1～4-2 まで、中学校 1～4 まで、高校 1～4-2 まで。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、次に掲げる行政文書を本件開示請求に係る行政文書として特定した上で、条例第 7 条第 3 号及び第 7 号に該当するとして、一部開

示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 29 年 10 月 25 日、審査請求人に通知した。

- (1) 県費負担教職員の事故報告について（平成 24 年 11 月 9 日）（以下「文書 1」という。）
- (2) 県費負担教職員に係る事故（体罰）について（平成 24 年 10 月 31 日）（以下「文書 2」という。）
- (3) 県費負担教職員の事故報告について（平成 24 年 12 月 6 日）（以下「文書 3」という。）
- (4) 県費負担教職員の事故報告について（平成 24 年 12 月 14 日）
- (5) 三沢市立〇〇小学校事案に係る追加書類の提出について（平成 25 年 1 月 21 日）
- (6) 県費負担教職員に係る事故（体罰）について（平成 24 年 5 月 8 日）（以下「文書 6」という。）
- (7) 県費負担教職員に係る事故（体罰）について（平成 24 年 6 月 7 日）（以下「文書 7」という。）
- (8) 県費負担教職員の事故報告について（平成 24 年 7 月 24 日）（以下「文書 8」という。）
- (9) 県費負担教職員の事故報告について（平成 24 年 7 月 31 日）（以下「文書 9」という。）
- (10) 県費負担教職員の事故報告について（平成 24 年 9 月 24 日）
- (11) 職員の暴力行為について（平成 24 年 5 月 23 日）（以下「文書 11」という。）
- (12) 職員の体罰行為について（平成 24 年 6 月 20 日）（以下「文書 12」という。）
- (13) 職員の体罰（暴力行為）について（平成 24 年 8 月 29 日）（以下「文書 13」という。）
- (14) 職員の体罰について（平成 25 年 1 月 18 日）（以下「文書 14」という。）
- (15) 職員の体罰について（平成 25 年 3 月 4 日）（以下「文書 15」という。）

3 審査請求

審査請求人は、平成 29 年 11 月 5 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、変更するとの決定を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張している審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書の審査請求の理由

ア 本件処分の違法性について

本件処分は、条例及び平成 18 年 12 月 22 日大阪高等裁判所判決、平成 23 年 2 月 2 日大阪高等裁判所判決、平成 29 年 3 月 2 日神戸地方裁判所判決等（以下「関連判決」という。）に照らし、違法な非公開部分を含むものである。

イ 条例第 7 条第 3 号ハ該当性等について

関連判決においては、学校において教師が行った体罰は、加害教師に関しては、「職務の遂行に係る情報」とであると認定され、公務員のプライバシーではないとされている。これら関連判決により、プライバシー型の条例を有する多くの自治体の教育委員会では、体罰事故報告書の学校名、校長名、加害教師名等は原則公開とされてきている。非公開が認められているのは、児童生徒の氏名、関係者の住所等ごく一部にすぎない。

条例第 7 条第 3 号ハは、「当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名（略）及び当該職務遂行の内容に係る部分」を公開すべきものと規定する。それは、関連判決において「通常他人に知られたくないとみとめられる」公務員のプライバシーではないとされ、公開が求められているものであるから、公にしても当該公務員の「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とはいえないはずである。

また、最高裁判所をはじめ各種の判決・答申においては、プライバシー型と個人識別型とで個別の情報の取扱いに実質的に大きな差をつけてはいない。

個人識別型の規定においても、公務員の氏名等の公開が争われた判決の例としては、「国及び地方公共団体の公務員の職務の遂行に関する情報は、公務員個人の私事に関する情報が含まれる場合を除き、公務員個人が本件条例 9 条 2 号にいう「個人」に当たることを理由に同号の非公開情報に当たるとはいえないと解するのが相当である。」とした最高裁平成 15 年 12 月 18 日判決があり、同様の判決は他にもある。

よって、体罰加害教員の氏名が本人のプライバシーではなく、開示されることはそもそも条例及び判例が予定しているところであり、教員名等の非開示は認め

られない。また加害教員の識別可能性を理由とした教育委員会名、学校名、校長名、教員名等の非開示は認められない。

また、これらを開示すると被害児童生徒が特定されるのではという点について検討すると、関連判決に照らして非開示が認められるのは被害児童生徒や保護者の氏名、関係者の住所のみであると思われる。

関連判決は、個人特定のための「他の情報」については一般人基準を採ることを求めており、学校名や教員名を開示するとそれだけで被害児童生徒が特定されとの考えは否定されている。

ウ 条例第7条第3号後段該当性について

条例第7条第3号後段では、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定する。しかし、この条文が適用されるのは、個人のカルテや著作物など高度なセンシティブ情報に限られ、そのようなものを含まない部分には適用されない。本条項は濫用されると危険であるだけに、慎重に判断されるべきである。

エ 条例第7条第7号該当性について

条例第7条第7号の「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」及び「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」の解釈からして、「客観的判断」や支障の程度の「実質性」、「おそれ」の「抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求される」ことなどに照らせば、実施機関の主張は主観的、形式的、抽象的なものであり、認められない。

オ 「懲戒に関する情報」及び「処分の判断」について

本件処分では「懲戒に関する情報」や「処分の判断」であることを理由に非公開としている部分があるが、そもそも処分の前に作られる体罰事故報告書自体には懲戒処分の内容は記載されないはずである。非開示情報はあくまで当該文書に記載されているものなければならず、懲戒処分等に関する記述がないのに、それを理由に非開示とするのは条例解釈の誤りであり違法である。

(2) 弁明書に対する反論

ア 弁明書の4の(1)について

(ア) 弁明書では「一般人では体罰を行った教職員を推測することはできないものの、当該学校に在学している(していた)児童生徒及びその保護者等は」加害教員や被害児童生徒が推測できるとして特定人基準を採るものとしている。これは、体罰事故報告書について一般人基準を採って確定した複数の裁判例に対して明確に従わない意思を示したものである。

- (イ) 体罰事故報告書は「公にされないことを前提としたもの」であるとするが、公にすべきかどうかは条例に基づいて決定されるべきものである。
- (ウ) 職員が体罰を起こしたという情報は公務員個人の評価等に関わる私事に関する情報であるという主張は、関連判決により明確に否定されている。

イ 弁明書の4の(2)について

高度なセンシティブ情報といえるかどうかはインカメラ審査で実質的に検討されるべきである。

ウ 弁明書の4の(3)について

懲戒処分の内容は、公務員個人のプライバシーにはなり得ても、条例第7条第7号該当性とは別問題である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、弁明書等によると、おおむね次のとおりである。

1 条例第7条第3号前段該当性について

加害教諭、被害児童生徒、保護者等に係る所属（所属を特定し得る情報を含む。）、氏名、生年月日、年齢、現住所等は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であると認められることから、条例第7条第3号本文に該当すると判断した。

本件処分では、体罰の日時、概要、体罰発生後の措置、発生による校内外の動静等を開示していることから、これらの情報に加え、職名、事務分掌、経歴等の情報が公にされた場合、一般人では加害教諭を推測することはできないものの、当該学校に在学する（していた）児童生徒及び保護者等は、他の情報を基に照合等した場合には、加害教諭及び被害児童生徒が誰であるか推測することができるものである。

なお、体罰は、児童生徒への指導過程で発生しているものであることから、体罰に係る事実関係は不開示事項には当たらないものと認識しているが、体罰を行ったという行為は、公務遂行等に関し、非違行為があったことにとどまらず、公務員としての立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報で、教職員個人の私事に関する情報の面を含むものであり、個人の資質、名誉に関わる当該教職員のプライバシーに関する情報であると認められることから、同号ただし書ハに該当しない。

2 条例第7条第3号後段該当性について

児童生徒の容姿、性格、言動、内心、児童生徒に対する評価等の情報は、極めて個人的な事柄に属する情報や一般に明らかにされることを望まない個人のプライバシーに関する情報であり、公にされることにより、たとえ教職員、児童生徒等の氏名等を不開示とした場合でも、なお個人の権利利益を害するものと認められることから、条例第7条第3号本文後段に該当する。

3 条例第7条第7号該当性について

本件処分では、氏名等を不開示とし、個人が特定されるおそれがないことを前提として、児童生徒、保護者等の言動等の情報を開示している。

よって、氏名等を開示した場合、児童生徒や保護者等との信頼関係を損なうとともに、学校関係者に学校の情報管理のあり方について不信感を抱かせることになり、結果として公正かつ円滑な学校教育活動を困難にするおそれがあるものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が不開示としたことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 本件審査請求の対象となった行政文書並びに不開示とした部分及びその理由について

(1) 本件審査請求の対象となった行政文書

本件審査請求の対象となった文書は、第2の2に掲げる行政文書であり、県内の公立小学校、中学校及び高等学校で発生した教職員による体罰について、それぞれ当該小学校又は中学校から市町教育委員会、市町教育委員会から県教育事務所、当該高等学校又は県教育事務所から実施機関に提出された、加害教諭及び被害児童生徒の氏名、体罰の発生日時及び場所、体罰の概要等が記載された報告書及び添付資料並びに加害教諭が作成した顛末書であり、添付資料には体罰発生時の状況図や被害生徒の診断書などが認められる。

(2) 開示しない部分及び開示しない理由

実施機関は、一部開示決定通知書において開示しない部分及び開示しない理由を以下のとおり説明している。

開示しない部分	開示しない理由	
氏名、生年月日、年齢、現住所、電話番号、私印の印影、職業、勤務先、職名、事務分掌、経歴、学年・学級、町村の名称、文書記号、公印の印影、施設・教室の名称、所在地、平面図、部活動（クラブ活動）の名称、大会等行事の名称、報道機関の名称、学校目標等の名称	条例第7条第3号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないもの	不開示部分1
容姿・性格、言動・内心、進路、病名、懲戒に関する情報	条例第7条第3号該当 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないもの	不開示部分2
処分の判断	条例第7条第7号該当 処分の判断が記録されており、かかる文書を公にすると、今後同種の懲戒処分等を行う場合に関係者に対して予断を与えること等により、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため	不開示部分3

(3) 不開示部分の分類

本件処分において不開示とした部分は、次のとおり分類することができる。

被害児童生徒に関する情報（氏名、生年月日、年齢、住所等）	本件情報1
保護者に関する情報（氏名、電話番号、職業、勤務先）	
加害教諭に関する情報（生年月日、住所、電話番号、既婚・未婚の別）	
その他の関係者に関する情報（氏名）	
被害児童生徒に関する情報（学年、学級、経歴、所属する部活動に関する情報等）	本件情報2

加害教諭に関する情報（氏名、私印の印影、職名、担当教科、経歴）	本件情報 3
学校に関する情報（学校名、所在地、学校発出文書の文書記号、校長印の印影、校長名、加害教諭以外の教員名）	本件情報 4
学校が所在する市町村に関する情報（町村の名称、市町村の別、教育長名、教育委員会職員の職氏名、教育委員会発出文書の文書記号、教育長印の印影）	本件情報 5
被害児童生徒が受診した病院の医師に係る情報（氏名、私印の印影）	本件情報 6
関係児童生徒の学校生活における言動や体罰後の心身の状況など一般に明らかにされることを望まない個人のプライバシーに関する情報	本件情報 7

3 条例第7条第3号該当性について

実施機関は、一部開示決定通知書において不開示部分1については個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、不開示部分2については特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当する旨を説明している。

また、当審査会からの質問に対する実施機関の回答は、これらのうち教職員に係る情報について、加害教諭が体罰を行った行為は、公務遂行等に関し、非違行為があったことにとどまらず、公務員としての立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報で、加害教諭個人の私事に関する情報の面も含むものであり、個人の資質、名誉に関わる当該教諭のプライバシーに関する情報であることから条例第7条第3号ただし書ハには該当せず、同号本文に該当するとの趣旨であると認められるので、以下、条例第7条第3号該当性について検討する。

(1) 条例第7条第3号の趣旨について

① 条例第7条第3号本文の趣旨

ア 条例第7条第3号本文は、不開示情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

イ このうち、「（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」の趣旨は、当該情報単独では特定の個人

を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として不開示情報とするものであり、照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれるものである。

ウ 次に「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」の趣旨は、特定の個人を識別できない個人情報であっても、個人の人格と密接に関連したり、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものがあることから、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合については、不開示情報とするものである。

エ なお、「（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」は、個人識別情報を更に広げる附加的規定である。このことから、「他の情報」の範囲によって、不開示情報の範囲が本来の個人識別情報の範囲を大きく超えて拡大することになれば、それは、条例が想定していないところであると言える。この点については、開示された情報のみでは特定の個人を識別することができるとは言い難いが、開示された情報とほとんど等しいもの、すなわち、一般人が通常入手し得る情報と組み合わせると特定の個人が識別され得る場合には、本来の個人識別情報と同様に取り扱わざるを得ないという趣旨に解するのが相当である。

オ もっとも、このような解釈によって個人識別情報に該当しないとしても、特定の個人と特別の関係にある者が、開示請求により得た情報と自己の有する情報とを組み合わせることにより、特定の個人が識別され得る場合には、条例第7条第3号本文後段の「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当することとなるものである。

② 条例第7条第3号ただし書の趣旨

ア 条例第7条第3号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、個人の権利利益を侵害せず不開示とする必要のないもの及び個人の権利利益を侵害しても開示することの公益が優越するため開示すべきものについては、例外的に開示することとし、同号ただし書イからハまでにおいて当該情報を規定している。

イ なお、ただし書ハは、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名（警察職員の氏名を除く。）及び当該職務遂行の内容に係る部分」と規定しているが、「公務員等」の職務遂行に係る情報が職務遂行の相手方等公務員等以外の個人情報である場合のように、一つの情報が複数の個人情報である場合には、各個人ごとに不開示情報該当性と他の個人にとっての不開示情報

該当性が別個に検討され、そのいずれかに該当すれば、当該部分は不開示とされることとなるものである。

(2) 条例第7条第3号本文該当性

① 本件情報1について

ア 当該情報は、被害児童生徒の氏名、生年月日、年齢、住所等、保護者の氏名、電話番号、職業、勤務先、加害教諭の生年月日、住所、電話番号、既婚・未婚の別、その他の関係者の氏名に関する情報である。

イ 当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第7条3号本文前段に該当するものであると認められる。

② 本件情報2～5について

審査請求人は、関連判決は、個人特定のための「他の情報」については、一般人基準を採ることを求めており、教員の体罰に関する情報は職務遂行上のものであることから、教員のプライバシーや識別可能性を理由とした教員名等の非開示は認められず、被害児童生徒の特定可能性から非開示が認められるのは、被害児童生徒及び保護者の氏名、関係者の住所のみであると思われると述べている。

一方、本件処分では、特定の児童生徒が体罰を受けたという事実にとどまらず、事故発生の背景として、被害児童生徒を含む児童生徒の学校生活における状況や日頃の生活指導の状況、事故発生後の措置、発生による校内外の動静等について、児童生徒及び保護者の具体的な発言や言動を含め、その詳細が開示されており、当該情報には、これらの者の内心や人格と密接に関連していて、一般に明らかにされることを望まない機微にわたる情報であると認められるものが含まれている。

こうした状況を考慮すると、関係児童生徒が識別された場合に当該児童生徒が受ける社会的・精神的ダメージは大きいと考えられることから、特定の者であれば関係児童生徒を識別し得るという場合においても、不当な差別や偏見その他の不利益や精神的苦痛を受けることなどが無いよう、当該児童生徒の権利利益を保護すべき蓋然性が相当程度あるものと認められる。

上記を踏まえ、まずは、関係児童生徒にとっての条例第7条第3号本文後段該当性について判断する。

ア 本件情報2について

(ア) 当該情報は、被害児童生徒の学年、学級、経歴に関する情報等被害児童生徒に関する情報である。

(イ) 当審査会が当該情報を見分し、事故が発生した学校の児童生徒数、クラス数、単式学級・複式学級の別、設置されている学科等、学校の規模及び状況を個別に確認したところ、当該情報が公にされた場合、一般人では当該児童

生徒を識別できないものの、当該学校に在学する児童生徒の保護者等（以下「学校関係者等」という。）が、既に開示されている、事故発生日時、概要、事故発生後の措置、発生による校内外の動静、児童生徒及び保護者の具体的な発言や言動などの詳細な情報や公にされている加害教諭の処分年月日や懲戒処分の種類（以下「既開示情報」という。）を基に詮索等した場合には、被害児童生徒が誰であるか識別することができることとなるものと認められる。

- (ウ) ただし、当該情報のうち、別表 1 に掲げる情報については、当該情報から被害児童生徒が誰であるか識別することができるとは認められない。
- (エ) よって、当該情報は、別表 1 に掲げる情報を除き、当該被害児童生徒にとって「個人に関する情報」であり、「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当すると認められる。

イ 本件情報 3 及び 4 について

- (ア) 当該情報は、加害教諭の氏名、私印の印影、職名、担当教科、経歴、学校名、学校の所在地、学校発出文書の文書番号、校長名等加害教諭名若しくは被害児童生徒が所属する学校名が明らかになる情報である。
- (イ) 当審査会が当該情報を見分し、事故が発生した学校の児童生徒数、クラス数、単式学級・複式学級の別、設置されている学科等、学校の規模及び状況を個別に確認したところ、当該情報が公にされた場合、一般人では当該児童生徒を識別できないものの、学校関係者等が、既開示情報を基に詮索等した場合には、被害児童生徒が誰であるか識別することができることとなるものと認められる。
- (ウ) ただし、当該情報のうち、別表 2 及び 3 に掲げる情報については、当該情報から被害児童生徒が誰であるか識別することができるとは認められない。
- (エ) よって、当該情報は、別表 2 及び 3 に掲げる情報を除き、アと同様に当該被害児童生徒にとって「個人に関する情報」であり、「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当すると認められる。

ウ 本件情報 5 について

- (ア) 当該情報は町村の名称、町村の別、教育長名、教育委員会職員の職氏名等学校が所在する町村名に関する情報である。
- (イ) 当審査会が当該情報を見分し、事故が発生した学校が所在する町村における学校数、立地状況等を個別に確認したところ、当該情報が公にされた場合、一般人では当該児童生徒を識別できないものの、学校関係者等が、既開示情報を基に詮索等した場合には、学校名や加害教諭名の特定を経て被害児童生徒が誰であるか識別することができることとなるものと認められる。

- (ウ) ただし、当該情報のうち、別表 4 に掲げる情報については、当該情報から被害児童生徒が誰であるか識別することができるとは認められない。
- (エ) よって、当該情報は、別表 4 に掲げる情報を除き、アと同様に当該被害児童生徒にとって「個人に関する情報」であり、「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当すると認められる。

③ 本件情報 6 について

- ア 当該情報は被害児童生徒が体罰後に受診した病院の医師についての情報である。
- イ このうち、自治体病院の医師の氏名については、個人についての情報であるが、公務員の職務の遂行に関する情報であり、条例第 7 号第 3 号ただし書ハに該当する。また、通常医師は属性の異なる不特定多数の患者の診療を行うものであり、当該情報が公にされた場合でも被害児童生徒が誰であるか識別することができるとは認められない。
- ウ 医師の私印の印影については、開示された場合、偽造等の悪用によって当該医師の権利利益を害するおそれがあり、同号本文後段に該当すると認められる。

④ 本件情報 7 について

- ア 当審査会が当該情報を見分したところ、関係児童生徒の学校生活における言動や体罰後の心身の状況などが不開示とされていることが確認された。
- イ 当該情報は、一般に明らかにされることを望まない個人のプライバシーに関する情報であり、条例第 7 条第 3 号本文後段に該当すると認められる。

(3) 条例第 7 条第 3 号ただし書該当性

(2)において条例第 7 条第 3 号本文に該当すると判断した情報は、(2)の③のイで判断した情報を除き、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

4 その他の不開示決定の妥当性について

- (1) 本件情報 6 のうち、民間病院の医師名は、病院名が既に開示されており、医師名を開示しても当該医療法人の権利利益を害するおそれは認められない。また、他の不開示情報のいずれにも該当しない。

よって、3 の(2)の③のイで判断した情報を含め、別表 5 に掲げる情報は開示することが妥当である。

- (2) その他、不開示情報のいずれにも該当せず開示すべきと認められる情報は、別表 6 のとおりである。

5 付言

本件処分においては、一部開示決定通知書における開示しない部分及び開示しない理由欄の記載をはじめ、不開示理由に係る説明が粗雑であったと指摘せざるを得ない。

理由付記の制度は、不開示理由について実施機関の判断の慎重・合理性を担保して、その恣意を抑制するとともに、開示請求者の不服審査に便宜を与える趣旨から設けられているものと解されるため、不開示部分及び不開示理由については、その内容を十分に精査した上で、正確に記載されなければならない。

また、本件処分においては、実施機関が誤開示と認める部分を含め、文書間で開示・不開示の判断に整合性を欠く箇所が散見されるほか、被害児童生徒等の言動・内心に関する情報であって、一般に明らかにされることを望まない機微にわたる情報など、本来不開示とすべきと認められる部分が開示されているなど、開示・不開示の判断が不適切であると言わざるを得ない。

実施機関においては、今後このようなことがないように、条例の趣旨を十分に理解した上で、慎重かつ適正な情報公開制度の運用に努められたい。

6 結論

以上により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別表1 本件情報2のうち開示することが相当である部分

文書名		開示することが相当である部分	
文書8	県費負担教職員の事故報告について (平成24年7月24日)	5頁	6行目6文字目から13文字目 32行目1文字目から8文字目 33行目15文字目から17文字目
		6頁	25行目1文字目から8文字目 26行目10文字目から17文字目
文書11	職員の暴力行為について(平成24年5月23日)	1頁	14行目7文字目から18文字目 同24文字目から26文字目
		2頁	14行目4文字目から7文字目 同14文字目から17文字目 18行目1文字目から4文字目 同32文字目から35文字目
		4頁	全部
		5頁	14行目6文字目から17文字目 同23文字目から25文字目 17行目8文字目から10文字目 18行目31文字目から33文字目
		6頁	7行目8文字目から9文字目
		7頁	全部

別表2 本件情報3のうち開示することが相当である部分

文書名		開示することが相当である部分	
文書2	県費負担教職員に係る事故(体罰)について(平成24年10月31日)	8頁	7行目20文字目から22文字目
文書8	県費負担教職員の事故報告について(平成24年7月24日)	4頁	10行目31文字目から35文字目
文書11	職員の暴力行為について(平成24年5月23日)	2頁	15行目24文字目から30文字目
文書12	職員の体罰行為について(平成24年6月0日)	1頁	15行目6文字目から8文字目
文書14	職員の体罰について(平成25年1月18日)	1頁	13行目11文字目から12文字目 同18文字目から20文字目
文書15	職員の体罰について(平成25年3月4日)	1頁	13行目11文字目から12文字目 同18文字目から20文字目

別表3 本件情報4のうち開示することが相当である部分

文書名		開示することが相当である部分	
文書3	県費負担教職員の事故報告について(平成24年2月6日)	5頁	14行目7文字目から15文字目 19行目13文字目から21文字目 20行目7文字目から15文字目 31行目22文字目から30文字目
		6頁	37行目18文字目から26文字目
文書8	県費負担教職員の事故報告について(平成24年7月24日)	4頁	27行目25文字目から26文字目 29行目7文字目から8文字目

別表4 本件情報5のうち開示することが相当である部分

文書名		開示することが相当である部分	
文書1	県費負担教職員の事故報告について (平成24年11月9日)	1頁	9行目1文字目から4文字目 19行目5文字目から7文字目
		2頁	1行目1文字目から5文字目 5行目1文字目から3文字目 6行目4文字目から7文字目 11行目5文字目から8文字目
		3頁	3行目1文字目から3文字目 4行目4文字目から7文字目 5行目1文字目から4文字目 受付印の1文字目から3文字目
		4頁	4行目2文字目
		5頁	2行目7文字目から9文字目 同16文字目から19文字目 3行目7文字目から9文字目 同22文字目から23文字目 同29文字目から36文字目 5行目7文字目から14文字目 8行目16文字目から23文字目 12行目29文字目 25行目5文字目から8文字目 26行目9文字目から12文字目 27行目21文字目 30行目6文字目から7文字目 34行目5文字目から6文字目 同11文字目から14文字目 同18文字目から25文字目 41行目1文字目 同5文字目から12文字目 45行目1文字目 同5文字目から12文字目
		6頁	2行目5文字目から8文字目 8行目19文字目から20文字目 同25文字目から32文字目 同35文字目から9行目1文字目 11行目37文字目から12行目1文字目 12行目6文字目から13文字目 同15文字目から18文字目
		7頁	10行目5文字目 33行目5文字目から8文字目
		8頁	6行目26文字目から27文字目
		9頁	2行目1文字目から3文字目 3行目4文字目から7文字目 4行目1文字目から4文字目

文書名		開示することが相当である部分	
文書2	県費負担教職員に係る事故（体罰） について（平成24年10月31日）	1頁	7行目10文字目から13文字目 14行目1文字目から5文字目 17行目1文字目から5文字目
		3頁	1行目1文字目から4文字目 4行目1文字目から4文字目 5行目4文字目から7文字目 7行目10文字目から14文字目 教育長印の印影
		4頁	3行目1文字目から4文字目 4行目4文字目から7文字目 5行目1文字目から5文字目 13行目7文字目から11文字目 18行目6文字目から10文字目
		5頁	19行目24文字目 24行目22文字目
		6頁	3行目24文字目
		7頁	2行目1文字目から4文字目 3行目4文字目から7文字目 4行目1文字目から5文字目
		9頁	13行目6文字目 25行目11文字目
		10頁	13行目11文字目
		11頁	18行目10文字目 22行目6文字目 23行目8文字目から9文字目 同15文字目から16文字目 25行目7文字目

別表5 本件情報6のうち開示することが相当である部分

文書名		開示することが相当である部分	
文書6	県費負担教職員に係る事故（体罰） について（平成24年5月8日）	9頁	15行目1文字目から4文字目
文書7	県費負担教職員に係る事故（体罰） について（平成24年6月7日）	8頁	10行目5文字目から8文字目
文書9	県費負担教職員の事故報告について （平成24年7月31日）	4頁	19行目3文字目から6文字目
文書13	職員の体罰（暴力行為）について （平成24年8月29日）	4頁	14行目3文字目から6文字目

別表6 その他開示することが相当である部分

文書名		開示することが相当である部分	
文書1	県費負担教職員の事故報告について （平成24年11月9日）	5頁	30行目18文字目から20文字目 32行目30文字目から32文字目
文書2	県費負担教職員に係る事故（体罰） について（平成24年10月31日）	11頁	23行目12文字目から13文字目 同19文字目から20文字目
文書8	県費負担教職員の事故報告について （平成24年7月24日）	7頁	1行目17文字目から19文字目
文書12	職員の体罰行為について（平成24年6月0日）	2頁	3行目19文字目から26文字目
		4頁	10行目17文字目から22文字目

別記

審査会の処理経過の概要

年月日	処理内容
平成29年12月6日	・実施機関からの諮問書を受理した。
平成30年1月5日	・実施機関からの弁明書を受理した。
平成30年1月30日	・審査請求人からの反論書を受理した。
平成30年2月22日 (第85回審査会)	・審査を行った。
平成30年3月15日 (第86回審査会)	・審査を行った。
平成30年4月13日 (第87回審査会)	・審査を行った。
平成30年5月11日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成30年6月22日 (第88回審査会)	・審査を行った。
平成30年7月5日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成30年7月19日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成30年7月20日 (第89回審査会)	・審査を行った。
平成30年8月17日 (第90回審査会)	・審査を行った。
平成30年9月21日 (第91回審査会)	・審査を行った。
平成30年10月19日 (第92回審査会)	・審査を行った。
平成30年11月16日 (第93回審査会)	・審査を行った。
平成30年12月21日 (第94回審査会)	・審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
大矢 奈美	公立大学法人青森公立大学経営経済学部准教授	
加藤 徳子	消費生活アドバイザー	
河合 正雄	国立大学法人弘前大学人文社会科学部講師	
竹本 真紀	弁護士	会長
森 雄亮	弁護士	会長職務代理者

平成30年12月26日現在